

国立大学法人岡山大学 平成30年度「スポーツ産業の成長促進事業①スタジアム・アリーナ改革推進事業」に係る「アリーナ基本構想及び事業計画」策定業務公募に係るQ&A

(2018.8.30更新)

質問	回答
<p>公募要領「6. 応募資格」の「(1)国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。」とあるが、第7条については岡山大学との契約において該当する場合に限られるのか？</p>	<p>本学との契約において発生した事由が対象となる。</p>
<p>公募要領「6. 応募資格」の「(3)国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長が定める資格を有する者であること。」とあるが、取扱規程第8条に「…第5条の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、…」と記載がある。「さらに当該競争に参加する者に必要な資格」を定めているか？</p>	<p>定めていない。</p>
<p>公募型プロポーザル実施要領 2頁「4. 業務内容の詳細(1) 関係資料等の収集・整理業務① 予定地及び周辺エリアの現状」の内容として「提案対象地(別添地図参照)の立地条件(法規制、建蔽率・容積率など)や周辺道路(歩車道、交差点)公共交通サービス、周辺の土地利用など、現在の状況を整理する。」とありますが、「周辺道路(歩車道、交差点)公共交通サービス、周辺の土地利用などの現在の状況」というのは具体的にどういった内容を想定されていますでしょうか？交通量調査は含まないと考えてよろしいでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>実施要領4. 業務内容の詳細、(2)アリーナ基本構想及び事業計画、2)基本構想・施設基本計画の策定、②アリーナ及び付帯施設等の配置計画におきまして、「計画はアリーナ利用時の収容人数や用途などを想定した歩行者・車両の導線や道路幅員、車両の駐車スペースなど、安全確保や柔軟な利用形態などに配慮するものとする」と記載しております。この範囲内で構想するのに必要なデータを収集して頂ければと思います。よって、集中交通量の推計及びそれが当該地の交通渋滞に及ぼす影響の検討は必要となります。また、隣接土地における土地利用を調べ、アリーナ等からの影響も検討する必要があります。ただし、交通量調査は既存の資料を活用することとしてください。今回の業務では現地での交通量調査は不要です。</p>
<p>公募型プロポーザル実施要領 3頁「4. 業務内容の詳細(2) アリーナ基本構想及び事業計画 2) 基本構想・施設基本計画の策定 ① 基本構想の策定【アリーナ本体の機能および活用形態に関する想定】」に「固定席5,000席を有し、～」とありますが、国際バレーボール連盟(FIVB)のEVENT REGULATIONS 2017によると世界選手権やオリンピックでは15,000席が必要とのことですが、可動席を含めて15,000席への対応が求められますでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>固定席5,000席という基準を念頭に置いて頂き、敷地面積に照らして妥当なアリーナフロアの面積に合わせて可動席数を検討頂ければと思います。EVENT REGULATIONS 2017の世界選手権・オリンピック時の15,000席という基準は検討外としてください。</p>
<p>様式④業務実施確約書及び誓約書に記載の案件名が本件と異なりますので、本件の名称に変更してご提出するというご提案よろしいでしょうか？</p>	<p>正しい名称に修正した様式をアップいたしました。</p>
<p>公募要領 3頁(2)添付書類Ⅱ 過去の受注実績として「アリーナ建設構想・計画に関わる過去の受注実績」とありますが、本件はスタジアム・アリーナ改革推進事業であることから、スタジアムに関する構想・計画についても実績として読み替えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>スタジアムに関する構想・計画も実績として考えて頂いて結構です。</p>
<p>公募要領 3頁(2)添付書類Ⅱ 過去の受注実績として「アリーナ建設構想・計画に関わる過去の受注実績」とありますが、「アリーナ」の解釈として、体育館などのスポーツ施設を実績として読み替えることは可能でしょうか。また、構想・計画段階だけでなく指定管理者としての事業実績も、読み替えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>体育館等の近似スポーツ施設の構想・計画・建設・運営等の事業も実績として考えて頂いて結構です。</p>
<p>公募要領 3頁(2)Ⅳ業務体制表 業務体制について、応募者が他企業と共同で応募することはできませんでしょうか。</p>	<p>専門的知見を有する第三者からの意見やデータ提供を受けることが本提案事業において有益とあれば、そのような支援を受けることは問題ありませんが、その際は、第三者の社名等及び支援を受ける部分が明示される必要があります。また、本事業への応募はあくまでも単独とし、共同提案の形は認めません。なお、第三者からの提案内容について、応募者が熟知し、説明できなければなりません。</p>
<p>公募要領 3頁(2)Ⅳ業務体制表 業務体制について、共同応募が可能である場合、業務実績として最大5点の説明資料提出とありますが、会社毎の受注実績を加味した実績として提出することはできませんでしょうか。</p>	<p>共同提案は認めません。</p>
<p>公募要領 3頁(2)Ⅲ経費の見積書 提出する様式②の「賃金」の記載方法について、確認させて下さい。本件、複数名で従事する事を予定しておりますが、単価は代表者で試算させて頂いたら、よろしいでしょうか。</p>	<p>可能な限り、実際に従事する方の単価で試算してください。従事者が未定の場合は代表の方で試算してください。</p>
<p>公募要領 3頁7. (2)添付書類について「Ⅱ過去の受注実績」について、1点あたりの枚数の制限はありますか？</p>	<p>1～3頁に纏めてください。</p>